

# 再生可能エネルギー発電設備設置事業の届出の手引

## 都市政策課所管の

足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例  
(以下「条例」という。)

足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則  
(以下「規則」という。)

## 道路河川保全課所管の

足利市再生可能エネルギー発電設置事業に伴う雨水排水、土砂の流出及び崩壊防止対策に関する  
指導要綱 (以下「指導要綱」という。)

に基づき、都市政策課及び道路河川保全課での手続きが必要になります。

### 1. 条例及び規則に基づく都市政策課での手続

- 設置事業者は、当該設置事業に着手する日の30日前までに、設置事業届出書 (別記様式第1号) 及び関係図書を都市政策課に提出する。条例第11条、規則第4条  
A 仮預かり → B 補正 → C 正式受理 という流れになります。

### 2. 指導要綱に基づく道路河川保全課での手続

- ① 設置事業者は、事業計画事前協議書 (別記様式第1号) 及び関係図書を道路河川保全課に提出する。指導要綱第7条
- ② 道路河川保全課から事前協議 (指導・助言) 通知書 (別記様式第2号) が届く。指導要綱第7条
- ③ 設置事業者は、事前協議 (指導・助言) 通知事項回答書 (別記様式第3号) を道路河川保全課に提出する。指導要綱第7条
- ④ 設置事業者は、当該設置事業に着手する日の30日前までに、設置事業届出書 (別記様式第4号)、事前協議 (指導・助言) 通知書の写し、事前協議 (指導・助言) 通知事項回答書の写し及び関係図書を道路河川保全課に提出する。指導要綱第8条

### 3. 各課での手続のタイミング

道路河川保全課 ① → ② → ③ → ④  
都市政策課 A・B → C

※Aは、②の後にお受けいたします。

※④とCは、当該設置事業に着手する30日以上前の同日となります。

設置事業届出書 (都市政策課: 規則 別記様式第1号、道路河川保全課: 要綱 別記様式第4号) 及び関係図書は、両課で同時に受理します。受理の日時については、事前に道路河川保全課の担当者に連絡して予約してください。

#### 4. 書類作成に関する注意点

(ア) 設置事業届出書（都市政策課：規則 別記様式第 1 号、道路河川保全課：要綱 別記様式第 4 号）には、同じ内容を記載してください。

(イ) 各課に提出する関係図書について

都市政策課に提出する関係図書と道路河川保全課に提出する関係図書は、下表のとおり共通のものとするのでないものがあります。

都市政策課	道路河川保全課
(1) <u>位置図</u>	(1) <u>位置図</u>
(2) <u>区域図</u>	(2) <u>区域図</u>
(3) 事業区域内の土地に係る登記事項証明書	
(4) 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表	
(5) <u>事業区域内の土地に係る公図</u>	(3) <u>事業区域内の土地に係る公図</u>
(6) <u>土地利用計画平面図</u>	(4) <u>土地利用計画平面図</u>
(7) <u>造成計画平面図及び断面図</u>	(5) <u>造成計画平面図及び断面図</u>
(8) 再生可能エネルギー発電設備の構造図	
(9) <u>事業区域内に設置する工作物の構造図</u>	(6) <u>事業区域内に設置する工作物の構造図</u>
	(7) 排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画図
(10) 市長が必要と認める図書	(8) 市長が必要と認める図書

下線部が共通の図書です。

設置事業届出書を提出する際は、下線部の図書は同じものを用意して各課に提出してください。

(ウ) 都市政策課の様式と道路河川保全課の様式を混同しないように十分注意してください。

#### 5. 届出の内容に変更が生じた場合

##### 都市政策課での手続

- 設置事業者は、設置事業変更届出書（別記様式第 3 号）及び変更の内容が確認できる図書を都市政策課に提出する。**条例第 13 条、規則第 5 条**

##### 道路河川保全課での手続

- ① 設置事業者は、設置事業変更届出書（別記様式第 5 号）及び変更の内容が確認できる図書を道路河川保全課に提出する。**指導要綱第 9 条**
- ② 道路河川保全課から設置事業変更届出（指導・助言）通知書（別記様式第 6 号）が届く。**指導要綱第 9 条**
- ③ 設置事業者は、設置事業変更届出（指導・助言）通知事項回答書（別記様式第 7 号）を道路河川保全課に提出する。**指導要綱第 9 条**

## 6. 関係図書の記載内容

(ア) 条例及び規則に基づく届出（提出先：都市政策課）

《設置事業届出書（様式第1号）に添付する図書等》	
(1) 位置図	<input type="checkbox"/> 申請地を着色（赤色） <input type="checkbox"/> 縮尺は 25,000 分の 1 以上
(2) 区域図	<input type="checkbox"/> 申請地を着色（赤色） <input type="checkbox"/> 縮尺は 2,500 分の 1 以上
(3) 事業区域内の土地に係る登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 発行後 3 か月以内のもの
(4) 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表（様式第2号）	
(5) 事業区域内の土地に係る公図	<input type="checkbox"/> 事業区域を着色（赤枠） <input type="checkbox"/> 事業区域及び周辺地の地目を記入 <input type="checkbox"/> 官地を着色（赤、青等） <input type="checkbox"/> 備付場所を表示 <input type="checkbox"/> 転写年月日、作成者の表示
(6) 土地利用計画平面図	<input type="checkbox"/> 縮尺は 1,000 分の 1 以上 <input type="checkbox"/> 発電設備、付帯設備の形状、位置を表示 <input type="checkbox"/> 周辺道路の名称、出入り口を表示 <input type="checkbox"/> 作成者の表示
(7) 造成計画平面図及び断面図	<input type="checkbox"/> 縮尺は 1,000 分の 1 以上 <input type="checkbox"/> 現況地盤高を表示 <input type="checkbox"/> 計画地盤高を表示 <input type="checkbox"/> 作成者の表示
(8) 再生可能エネルギー発電設備の構造図	
(9) 事業区域内に設置する工作物の構造図	
(10) 市長が必要と認める図書	

※こちらにお示ししていない事項についても記載をお願いすることがあります。

(イ) 指導要綱に基づく届出（提出先：道路河川保全課）

《設置事業届出書（様式第4号）に添付する図書等》	
(1) 位置図	<input type="checkbox"/> 申請地を着色（赤色） <input type="checkbox"/> 縮尺は 25,000 分の 1 以上
(2) 区域図	<input type="checkbox"/> 申請地を着色（赤色） <input type="checkbox"/> 縮尺は 2,500 分の 1 以上
(3) 事業区域内の土地に係る公図	<input type="checkbox"/> 事業区域を着色（赤枠） <input type="checkbox"/> 事業区域及び周辺地の地目を記入 <input type="checkbox"/> 官地を着色（赤、青等） <input type="checkbox"/> 備付場所を表示 <input type="checkbox"/> 転写年月日、作成者の表示
(4) 土地利用計画平面図	<input type="checkbox"/> 縮尺は 1,000 分の 1 以上 <input type="checkbox"/> 発電設備、付帯設備の形状、位置を表示 <input type="checkbox"/> 周辺道路の名称、出入り口を表示 <input type="checkbox"/> 作成者の表示
(5) 造成計画平面図及び断面図	<input type="checkbox"/> 縮尺は 1,000 分の 1 以上 <input type="checkbox"/> 現況地盤高を表示 <input type="checkbox"/> 計画地盤高を表示 <input type="checkbox"/> 作成者の表示
(6) 事業区域内に設置する工作物の構造図	
(7) 排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画図	
(8) 市長が必要と認める図書	<input type="checkbox"/> 搬入出経路図

※こちらにお示ししていない事項についても記載をお願いすることがあります。

## 7. 関係法令等に係る手続き

届出に当たっては、必要に応じて関係法令等の調整も行ってください。

《関係法令等による手続き》	
① 農地転用許可	農業委員会（本庁舎 2 階）
② 伐採届	農林整備課（別館 3 階）
③ 土砂の埋立て許可	環境政策課（本庁舎 2 階）
④ 排水接続許可、道路占用許可、道路工事承認、法定外公共物使用許可	道路河川保全課（本庁舎 5 階）
⑤ 文化財包蔵地	文化課（別館 2 階）

### お問合せ

都市政策課 開発指導担当 TEL 0284-20-2168（直通）  
道路河川保全課 管理担当 TEL 0284-20-2262（直通）